

松伏町住宅用環境配慮型システム設置費補助金 よくある質問

令和4年度から補助金制度を改正しました。令和3年度までの手続きから変更していますのでご注意ください。

補助金全般について

NO.	質問	回答
1	令和3年度からの変更点を教えてください。	<p>令和3年度から補助金制度全般を大幅に変更しました。主な、変更点の概要は下記のとおりです。詳細は、補助金交付要綱をご覧ください。直接お問い合わせください。</p> <p>【変更点1】 補助対象設備を、これまでの「太陽光発電システム」に加え、「電気自動車等充給電設備（V2H）」を追加しました。</p> <p>【変更点2】 補助対象の建物について、これまで「既存住宅」に限っていたものを、「居住用の住宅」（併用住宅の場合は、建築物の延べ床面積の2分の1以上を居住用にしているもの。）として、補助対象建物の範囲を拡大しました。</p> <p>【変更点3】 これまでの設置前申請から、設置（引渡し）後申請へ申請方法を見直しました。具体的には、補助金の申請年度の初日（4月1日）から2月末日までに「対象システムを設置し完了の場合」又は、「対象システムが設置された住宅を購入し、引渡しを受けた場合」を補助申請対象としました。</p>
2	補助金の申請方法が見直されたとのこと、令和4年4月1日以前（例えば、令和3年12月1日に設置）したのも補助金申請が可能ですか。	補助金交付申請は、設置（引渡し）完了後の申請となりますが、設備の設置は申請年度の初日（当該年度の4月1日）から2月末日までに設置（引渡し）した設備が補助金対象となるため、ご質問の例では、補助金の対象外です。
3	補助金対象の設備は何ですか	①太陽光発電システムと②電気自動車等充給電設備（V2H）が補助対象設備です。いずれも補助対象要件がございます。補助金交付要綱で詳細を確認してください。
4	補助金の予算枠はいくらですか。	総額1,500,000円（30件×50,000円） 申請は受付順です。予算額に達した場合は、受付を終了します。
5	補助金額はいくらですか。	①太陽光発電システム 1件あたり50,000円 ②V2H 1件あたり50,000円 ①と②を同時設置の場合 100,000円
6	以前、太陽光発電システムで補助金の交付を受けた場合、今回、V2Hの補助金申請は可能でしょうか。	以前、太陽光発電システムで補助金の交付を受けた場合は、V2Hについてのみ補助金申請が可能です。
7	中古の太陽光パネルでも申請可能ですか？	未使用品でなければならないため申請はできません。
8	補助対象システムは未使用のものに限られていますが、未使用のリース品は補助金対象でしょうか。	リース品等、申請者に所有権がない設備は補助金の対象外です。
9	電気自動車等の電気自動車等充給電設備（V2H）を必要とする車両を保有していない場合でも、補助金申請は可能ですか。	電気自動車等を保有していない場合でも補助金申請は可能です。
10	車庫や倉庫や事業所に太陽光パネルをつけたいのですが、その場合も補助金は出ますか？	補助金対象は居住用の住宅です。事務所等の併用住宅の場合は、居住部分の床面積が2分の1以上であれば補助金対象ですが、車庫、倉庫、事務所のみ場合は補助対象外です。
11	新築（建て替え）と同時に太陽光パネルをつけようと考えているが、この場合も補助金は申請できますか？	補助金対象は居住用の住宅です。「既存住宅」「新築住宅」「建売住宅」の区別はありません。居住用（併用住宅の場合は居住部分の床面積が2分の1以上に限る。）の住宅であれば補助金対象です
12	要綱第4条第1項第2号に「設置工事を完了」、「住宅の引き渡し」との記述がありますが、具体的にいつを示すものでしょうか。	「設置工事を完了」とは、設備の実質的な工事が完了（使用可能な状態）し、業者から引渡しを受けたものをいいます。 「住宅の引き渡し」とは、設備の工事完了後、住宅建築全般の工事が完了し、業者から引渡しを受けたものをいいます。

申請時、申請書類に関するQ&A

NO.	質問	回答
1	申請は依頼業者が代行しても可能ですか？	申請書がそろっていれば、依頼業者でも可能ですが、委任状（任意書式）を提出してください。

2	町税に滞納がないことがわかる書類とは何ですか？	松伏町役場税務課で発行できる完納証明書（発行後1か月以内）です。 ※様式第1号 個人情報確認欄に署名があれば、完納証明書の提出を省略できます。
3	登記事項証明書はどこで取れますか？	最寄りの法務局で取得できます。
4	「住民票の写し」、「登記事項証明書」、「町税等に滞納がないことが分かる書類」の有効期限はいつですか？	「住民票の写し」は発行後1か月以内のものを有効とします。 「登記事項証明書」は、内容が最新のものであれば、発行後3か月以内のものを有効とします。
5	所有者が二人以上の物件なのですが、必要な書類はありますか？	申請者以外の方の承諾書が必要です。（様式任意）
6	建築物に係る完了検査証か確認済み証はどこで手に入りますか？	本来は所有者が所持しているものです。（建築時に交付される） もしなければ建築計画概要書を提出してください。
7	工事請負契約書又は売買契約書の写しとは、契約書の全部の写しが必要でしょうか。	必ずしも、契約書の写しの全てが必要ではありません。 必要なものは、「契約当事者」、「契約金額」、「補助対象設備の設置」、「契約期間」の記載がある契約書の一部の写しです。
8	建築物に係る完了検査証か確認済み証の名前が申請者ではなく、建築物建築業者の名前になっているが問題ないでしょうか。	建築物に法律違反がないか確認する書類であるため、名前が違って問題ありません。
9	建築計画概要書はどこで手に入りますか？	新市街地整備課または越谷建築安全センターで取得できます。
10	建築物に係る完了検査証か確認済み証か建築計画概要書はなぜ必要なんですか？	太陽光発電設備を設置する建築物及び建築物の敷地などに都市計画法及び建築基準法の法律違反がないかを確認するため。
11	電力事業者との電灯契約及び余剰電力の販売契約の内容が分かる書類の写し（太陽光発電システムの場合に限る。）とは、どのような書類ですか？	電力会社が発行する「接続契約のご案内」または「購入電力量のお知らせ」等です。